

論文 / 著書情報
Article / Book Information

題目(和文)	
Title(English)	Compulsory Licenses on Renewable Energy Technology in China: A Perspective of Political Philosophy
著者(和文)	郭美蓉
Author(English)	Biyou Kaku
出典(和文)	学位:博士(学術), 学位授与機関:東京工業大学, 報告番号:甲第9916号, 授与年月日:2015年3月26日, 学位の種別:課程博士, 審査員:宇佐美 誠,肥田野 登,武藤 滋夫,坂野 達郎,増井 利彦
Citation(English)	Degree:, Conferring organization: Tokyo Institute of Technology, Report number:甲第9916号, Conferred date:2015/3/26, Degree Type:Course doctor, Examiner:,,,,,
学位種別(和文)	博士論文
Category(English)	Doctoral Thesis
種別(和文)	審査の要旨
Type(English)	Exam Summary

(博士課程)

論文審査の要旨及び審査員

報告番号	甲第		号	学位申請者氏名		郭 美蓉	
論文審査 審査員		氏 名	職 名		氏 名	職 名	
	主査	宇佐美誠	連携教授	審査員	増井利彦	連携教授	
	審査員	肥田野登	教授				
		武藤滋夫	教授				
		坂野達郎	教授				

論文審査の要旨（2000 字程度）

本論文は、“Compulsory Licenses on Renewable Energy Technology in China: A Perspective of Political Philosophy”と題し、6 章から構成されている。

第 1 章 “Introduction” では、地球温暖化を緩和するために、温室効果ガスの最大排出国である中国が再生可能エネルギー技術の普及を強力に推進する必要性があるという政策課題を確認し、そのための一策として強制実施権制度の活用が有望だと述べている。次に、基本用語の定義を行った後、強制実施権制度の国際法学的研究や医療分野への制度適用に関する先行研究を概観した上で、再生可能エネルギー技術に着目した研究や、特定国とりわけ中国を取り扱った研究が極めて乏しく、強制実施権制度の規範的考察で重要だと思われる利益概念を分析し適用した研究はほぼ皆無であると指摘する。これらの先行研究の限界を踏まえて、政治哲学的観点から利益概念を分析した上で、その分析結果を活用しつつ、中国の再生可能エネルギー技術分野における強制実施権制度の導入を提案するという研究目的を設定している。

第 2 章 “Patents and Compulsory Licenses” では、世界全体では再生可能エネルギー技術の特許権の大半が先進国企業により保有されているという現状を確認した上で、中国をはじめとする途上国では、自国内で特許をえた発明の広範な活用が、地球温暖化の緩和や公害の削減に役立つと指摘している。次に、特許権とりわけ強制実施権の国際法上の発展の歴史および現状を概観している。最後に、続く諸章での考察の予備的作業として、中国の特許権とくに強制実施権の公式制度および運用実態を紹介している。

第 3 章 “Concept of Interest” では、近年の政治哲学における研究蓄積を活用しつつ、厚生主義的利益観の難点を指摘し、それに代えて資源主義的利益観を採用すべきだと主張する。また、意思的利益観の限界を明らかにし、反省的利益観を擁護している。さらに、政治学・経済学の蓄積を参照しつつ、公益と私益の区別を明確化する。これらの作業を踏まえて、特許権制度や医療分野での強制実施権制度において特許権者・利用者・消費者がもつ競合しあう諸利益の状況を分析している。

第 4 章 “Interests in the Field of Renewable Energy Technology” では、まず、再生可能エネルギー技術分野における利益保有者の時間的および空間的な広がりを探求している。再生可能エネルギー技術の普及が資すると期待される地球温暖化の緩和は、超長期的な影響を及ぼすから、この普及を促進する政策は現在世代の利益のみならず将来世代の利益にも資することを確認して

いる。また、再生可能エネルギー技術の普及がもたらすと思われる温暖化の緩和や公害の削減は、国境を越えた好影響や各国に共通な好影響を生み出すと考えられるから、この普及の促進策は政策採用国の市民だけでなく他国市民をも益することも確認している。次に、第3章で一般的に示した厚生主義的利益観の難点や資源主義的利益観の優位性を、強制実施権の文脈において敷衍し論じている。同様に、第3章で行った意思的利益観の批判や反省的利益観の擁護を、強制実施権の文脈で詳論している。

第5章“Proposal for System Design”では、第3章および第4章での政治哲学的考察を制度設計に接続するべく、中国の特許権制度にそくして制度改革の提言を行っている。まず、現行の強制実施権制度を詳細に検討し、公式には規定されている医療分野での強制実施権が実施された例が皆無であることや、強制実施権を再生可能エネルギー分野に適用するための条文が存在しない点を指摘する。次に、公益概念の拡張を通じて、現行制度がもつ限界を克服するために、再生可能エネルギー分野で強制実施権を確立する制度提案を行っている。具体的には、政策の評価・提言の規準として、政府の財政負担の有無および多寡と、特定の個人または集団のみがもつ局所的知識の効果的活用とを設定した上で、再生可能エネルギーの普及策の候補として補助金交付と強制実施権を比較し、両規準の観点から補助金よりも強制実施権の方が望ましいと論じている。しかし、政策実施段階では、強制実施権の適用は、特許権者がもつ発明への誘因を減殺する恐れがある。この課題に応えるため、特許権者への適切な報酬額の支払いにより、発明への誘因の弱화를防止することを提案している。さらに、環境教育の推進による環境意識の醸成も、誘因問題を緩和する方向に作用すると述べている。

第6章“Conclusion”では、各章の結論および総合的結論を要約した上で、中国以外の温暖化効果ガスの大量排出国であるインドやブラジルについて、利益概念の分析を通じた規範的考察を行うことなど、今後の研究課題を述べている。

以上これを要するに、本論文は、先行研究が乏しい中国の強制実施権制度について、利益概念の政治哲学的分析を適用し、再生可能エネルギー分野での制度提案を行うものであり、社会工學上、貢献するところが少なくない。よって、本論文は博士（学術）に値すると認める。

注意：「論文審査の要旨及び審査員」は、東工大リサーチポジトリ(T2R2)にてインターネット公表されますので、公表可能な範囲の内容で作成してください。